

写

24生産第1823号  
平成24年10月5日

各地方農政局生産部長 殿  
北海道農政事務所農政推進部長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部長 殿

生産局農産部穀物課長  
園芸作物課長  
地域作物課長  
技術普及課長

### 農産物への異物混入の防止の徹底について

最近、動物や虫の駆除に用いた薬品の回収もれ等により、米の乾燥調製や保管の過程において、米に異物が混入する事例が見られるところである。

また、今般、福島県で行われた米の放射性物質検査において、高濃度の放射性セシウムを含有する異物が混入した米袋が見つかったところであるが、この米については、原発事故当時警戒区域にあった粃すり機を用いて調製されたものであり、粃すり機を使用する前に清掃を行っていなかったことから、粃すり機内にあった高濃度の放射性セシウムを含むゴミやほこりが米袋に混入し米に付着したと考えられるところである。

こうした事案を踏まえ、放射性物質に限らず、カビ毒など他の汚染物質の問題を防ぐ観点から、農産物への異物混入防止の徹底を図るため、農業者等に対し、農産物の乾燥場所や調製場所、保管場所において薬品を使用する場合には、薬品の使用基準に基づき適正な使用を行うよう指導をお願いします。併せて、収穫機や乾燥機、粃すり機等を使用して収穫、乾燥、調製等を行う場合には、作業を実施する前後における清掃等を徹底して収穫物への異物の混入を防止することについて注意喚起を行うとともに、原発事故後利用されていなかった農業機械を使用する際には特に注意するよう指導をお願いします。

なお、このことについて、貴局管内の各県に対して貴職から通知をお願いするとともに、農業者等に対して、通知を徹底するよう指導をお願いします。

(参考) 米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン

URL : [http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk\\_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229\\_guide\\_linehp.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf)